

商品名	教育カードローン
ご利用いただけるお客様	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約時の年齢が満 20 歳以上の方。 ・当金庫の会員もしくは、会員の資格を有する方。 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方。 ・子弟等が学校等に就学中または就学予定である方。 ※学校等とは、国内・海外を問わず学校(教育施設)と呼称されるもの。 ※子弟等とは、子弟・孫・被扶養親族。
お使いみち	<p>申込人の子弟等の就学にかかる学校等への納付金および就学にかかる付帯費用。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 就学する学校等への納付金。(寄付金、学校債、滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含む) ② 就学にかかる付帯費用(受験費用、教材費、下宿費用(敷金・礼金・家賃)、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等)など。 ③ ①または②を用途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫から借り入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料。
ご融資限度額	50 万円以上 500 万円以内。(10 万円単位。)
ご利用期間	<p>5 年以内。 (1 年ごとの更新)</p> <p>※就学予定日の 6 ヶ月前の月初日からご契約できます。</p> <p>※ご契約時に、卒業予定月の 3 ヶ月後の月末までを限度として期限を設定していただきます。</p> <p>※医学部・薬学部等の 6 年制大学等、在学予定期間が 4 年を超える場合は、最長 7 年かつ卒業予定月の 3 ヶ月後の月末までとなります。</p> <p>※子弟等が進学する際、引き続き教育カードローンの利用を希望する場合は、期間の延長が可能であり、進学先の卒業予定月の 3 ヶ月後の月末までとなります。</p>
ご融資利率	<p>別途、当金庫の定める所定の利率を適用させていただきます。</p> <p>なお、ご融資利率については、窓口にお問い合わせ下さい。</p>
お利息の徴求方法	カードローン貸越金の利息は、金庫所定の計算によって算出し、毎月 10 日の約定返済日に返済用口座より徴求します。
ご返済方法	<p>元金の返済は据置で利息のみ返済用口座より毎月自動引落させていただきます。</p> <p>なお、元金はATM等で随時に返済することができます。</p> <p>卒業予定月の 3 ヶ月後の月末までに教育カード証貸に切り替えることで完済となります。 〔教育カード証貸〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間は 3 ヶ月以上 10 年以内となります。 ・返済方法は毎月元金均等返済もしくは元利均等割賦返済(元金返済据置は不可)となります。 ※ご融資金額の 50% 以内につき 6 ヶ月ごとの増額(ボーナス)返済併用も可能です。
保証人・担保	保証会社の保証をご利用いただけますので、保証人・担保は必要ありません。(保証料はご融資利率に含まれます。)
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部法務課(9 時～17 時、電話:0944-86-6930)にお申出ください。また、当金庫のほかに、(一社)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」でも苦情等のお申し出を受け付けています。(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)</p> <p>紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律センター(電話:093-561-0360) 久留米センター(電話:0942-30-0144)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部法務課または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。</p>
その他	お取扱は当金庫本支店のいずれか一店舗でのご利用となります。

※ 当金庫および保証会社の審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。

※ 金融情勢等に変更があった場合は、適用金利が変更になる場合がございますので、あらかじめご了承ください。